

令和5年竹田市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和5年10月6日(金) 午後1時56分～午後2時33分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子 5番 秦 志喜男
6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司
11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

6. 議事

議案第67号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 4件
議案第68号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・ 3件
議案第69号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・ 5件
議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・ 2件
議案第72号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件
議案第73号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について・・・・・・・・ 5件

会長

あいさつ

(13時56分)

議長

只今から令和5年竹田市農業委員会第11回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は7番 坂本大蔵委員、8番 上野一男委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第30号について報告を申し上げます。農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

続いて、報告第31号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により相続による所有権を取得したとの届出が7件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第67号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 4件

議案第68号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 3件

議案第69号 農用地利用集積計画の承認について 2件

議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第72号 非農地証明について 4件

議案第73号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 5件

以上、25案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第67号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第67号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。1番から4番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第67号について担当課から説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第67号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。よって議案第67号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第68号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第68号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第67号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第68号の1番の借り手は認定新規就農者である〇〇〇〇です。

2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由はいずれも当該農地の貸借について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第68号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第68号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第68号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時02分)

議長

再開します。

(14時02分)

議長

議案第69号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第69号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第69号 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字飛田川字坂折〇

〇 外1筆 畑2筆 合計面積530.06平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は70,579平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第70号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台・コンバイン1台・田植機1台所有しており稲作やトマト、きゅうり、大根等野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字吉田字横枕〇〇畑1筆 面積 228平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は11,655平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第70号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・動噴1台所有しており、稲作とハウスでブドウを作っている農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字入田字板良〇〇外3筆 畑4筆 合計面積2,428平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は3,569平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第70号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字門田字柿瀬〇〇外2筆 田2筆畑1筆 合計面積685平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は685平方メートルです。1386番1には農業用倉庫がありますが2アール未満の農業用倉庫であり届出をしております。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第70号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は来年管理機を買う予定です。野菜を作る予定で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第70号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字仏原字宮田〇〇 外1筆 田2筆 合計面積13,184平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は26,599平方メートルです。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

議案第70号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター2台・コン

バイン2台・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま
す。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第70号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第70号について、これを許可することにご異議ない方は挙
手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第70号 農地法第3条第1項の規定に
よる許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第71号1番の案件は申請地 大分県竹田市大字吉田字横枕〇〇 面積 618平方メートルの畑です。
この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第
2種農地です。転用目的は農家住宅です。転用者は現在別の場所に住んでいますが少しでも便利な場所にと住
宅建築を計画したものです。排水については既存側溝に流す計画で吉田水路の承諾書も得ております。
工事期間は令和6年1月20日から令和6年7月31日までを予定しております。転用許可基準は、申請に係
る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合
に該当すると考えられます。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第71号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれ
がなく計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第71号2番の案件は申請地 大分県竹田市大字君ヶ園字下矢倉〇〇 面積 287平方メートルの田です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は一般住宅です。転用者は借家に住んでいますが持ち家を考え住宅建築を計画したものです。排水については道路側溝へ流す計画で建設課と協議済みです。工事期間は、令和5年11月1日から令和6年3月31日までを予定しております。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第71号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

今今、議案第71号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第71号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第72号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第72号の1番の案件は、申請者 〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字竹田字鬼ヶ城〇〇 登記地目 畑1筆 面積148平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していたが平成6年に隣接地に住宅を建てた際、駐車場として使用するようになり現況は宅地となっています。

顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は宅地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第72号の2番の案件は、申請者 ○○○○が所有する申請地 竹田市大字会々字鹿口○○ 登記地目 田2畑2筆 合計面積3,607平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は農道が狭く周囲が山に囲まれた農地であるため昭和49年頃から農地として管理ができなくなり現況は原野となっております。始末書が添付されています。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われれます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第72号の3番の案件は、申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市大字入田字網ヶ窪○○ 外3筆 登記地目 畑4筆 合計面積767平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が耕作していたが平成10年頃から獣害がひどくなったため農地として管理ができなくなり現況は宅地、原野、山林となっております。顛末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、宅地、原野、山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第72号の4番の案件は、申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市大字小塚字夫婦岩○○ 外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積191平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は土地が狭く耕作に不向きなため前所有者が平成10年頃から管理ができなくなり現況は原野となっております。顛末書が添付されています。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第72号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第72号について非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第72号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第73号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第73号の1の1番の案件は、申請者 ○○○○が申請地 竹田市大字植木字日山○○ 田1筆 面積

659平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて、1の2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第73号の1の2番の案件は、申請者 ○○○○が申請地 竹田市大字小塚字田代○○ 山林1筆 面積945平方メートルを貯木場として使用する計画の農地です。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて1の3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第73号の1の3番の案件は申請者 ○○○○が申請地 竹田市大字平田字河井迫○○ 畑1筆 面積4,502平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

4番 首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

4番 首藤徳子委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて1の4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第73号の1の4番の案件は申請者 ○○○○が申請地 竹田市久住町大字栢木字東向○○ 田1筆 面積2,404平方メートルを太陽光発電施設を建設する計画の農地です。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて1の5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第73号の1の5番の案件は申請者 ○○○○が、申請地 竹田市久住町大字有氏字瀬戸口○○ 畑1筆 面積1,160平方メートルを太陽光発電施設を建設する計画の農地です。

議長

10番 島村宏司委員に調査報告をお願いします。

10番 島村宏司委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第73号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

はい、本郷委員。

9番 本郷敦子委員

太陽光がはやっているようですが下に木が生えているところやカズラがつつているところもある。聞いたところによると災害などで崩れたところなどは汚染されると聞きました。維持管理の面からそこに行く道とかはあるんですか。

事務局

1の4の案件、栢木の方は道沿いです。有氏の方も細い道には入るんですけど道の高さはありますけど、上になりますけど道沿いにあります。

議長

他にありますか。

2番 改木謙士委員

パネルの周りはフェンスをしていますよね。そのフェンスの周りに草が生えているのは見かけます。その辺の管理がどうなのかと思うところです。

9番 本郷敦子委員

太陽光が壊れると人体に影響を及ぼすこともあるのかも聞くので管理は徹底的にしてもらいたいと思います。

議長

今のは意見ということでしょうか。はい。ほかにないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第73号について、農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって、議案第73号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和5年竹田市農業委員会第11回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時33分)

令和5年10月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....